

令和 3 年 1 月 1 8 日
文 部 科 学 省
初等中等教育局教科書課

教科用図書検定規則の一部改正に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「教科用図書検定規則の一部を改正する省令案」について、令和 2 年 1 2 月 1 0 日から令和 3 年 1 月 8 日までの期間、電子メール・郵便・FAX を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 5 0 件の御意見をいただきました。

いただいたご意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重なご意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分類番号	主な意見の概要	文部科学省の考え方
②検定を経た図書に記載されているウェブサイトアドレスにより参照させる内容の変更に伴う手続に係る規定の整備	<p>QRコードなどで参照できる内容が、「児童又は生徒にとって不適切な情報」であるかどうかは、どのような基準に基づいて、誰が判断するのかが不明であり、削除すべきである。</p> <hr/> <p>教科書記述においては、政府や保守政党寄りにならないよう、憲法の立憲主義や個人の尊重、基本的人権の尊重を重視する記述がなされるよう、検定姿勢を改めるべきだ。その上でURLやQRコードが政府や保守政党寄りにならないよう、注意を促したい。</p>	<p>検定を経た図書に記載されているウェブサイトのアドレスにより参照させる内容について、例えば課金を誘導するようなサイトなど児童生徒にとって不適切なものではないことなどを文部科学省において確認しています。</p> <p>今回の教科用図書検定規則改正案は、ウェブサイトのアドレスにより参照させる内容に上記のような問題がないことを文部科学省において確実に確認できるよう、参照内容を変更する際の手続として、発行者は文部科学大臣が別に定める日までにあらかじめ文部科学大臣に報告する旨を検定規則において明確に規定するものです。</p>
③申請図書等に関する不適切な情報管理等があった場合の措置に係る規定の整備	<p>大方の著作編修者は、白表紙本の扱いなど、規則を厳密に守っている。その上に「誓約書の受領」を求めることは、特に現場の教員などの著作編修者を委縮させてしまわないか。それでは、現場の声を活かした教科書づくりが衰退してしまうのではないか。著作編修者にしほりをつけるような「誓約書の受領」を求めることを強制すべきではない。</p>	<p>教科書の著作編集関係者は、現在でも検定申請に関する資料等について適切な情報管理を行うこととされています。今回の改正は、それを更に徹底するためのものであり、また、誓約書の受領等は現在でも一般的に行われているものと考えられることから、今回の改正により著作編集関係者を委縮させるようなことにはならないものと考えています。</p>

分類番号	主な意見の概要	文部科学省の考え方
	結果公表前に審査状況が明らかにされることの、どこに不都合（あるいは静ひつな環境の確保が困難）となるのでしょうか。	検定結果の公表前に申請図書に関する情報等を外部に対し公表することは、外部から特定の事項に対する賛否等の意見表明がなされる事態等を引き起こし、当該事項に関する記述を含む他の図書について、学術的・専門的な観点に基づき、公平な審査を行うことが困難となる事態を招きかねないことから、現在も教科用図書検定規則実施細則で禁止されています。
	ある発行者に対する教科書検定が終了した後で、その内容を公表することは違反には当たらず問題ない。不合格決定と3月末の文科大臣の検定結果の公表まで3ヶ月もの期間があることは、発行者にとって余りにも不利・不当なものではないか。	文部科学省が結果を公表する前に申請図書に関する情報等を公にすることは、現在の教科用図書検定規則実施細則でも禁止されています。今回の改正は、当該規範を実効性あるものとする事で静ひつな審議環境を確保するため、申請図書等の不適切な情報管理その他の検定審査に重大な影響を及ぼす行為を行った申請者に対する対応を規定するものです。
④不合格図書の再申請に係る規定の整備	不合格となった図書の再申請について上限を2回とする規定をお考えのようだが、本当に真面目によりよい教科書を作ろうとする発行者の努力が生かされないことが生じるのではないか。一律に2回までとすることには問題があるのではないか。	検定が基本的に4年サイクルであることや再申請がなされた場合におけるこれまでの実績も踏まえれば、再申請の回数を2回までとしたとしても、本来発行者が行うべき編集や校閲をしっかりと行っていれば、発行者にとって大きな支障を生じるものではないと考えています。
	再検定を翌年度とする制度改訂は、基本的な採択は4年に1回であり、教育委員会は新しい教科書を採択済みであり、1年後に認められて採択される可能性は限りなくゼロに近い。再提出は同じ年度の採択に間に合うようにすべきだ。従って反対である。	義務教育諸学校用教科用図書の通常の検定においては、当初の検定審査において不合格とされた場合であっても一定の要件を満たしている場合には、年度内の再申請が認められています。今回の改正は、当初の検定審査において不合格となった図書について再申請した結果、再度不合格となった場合に、2回目の再申請を翌年度とすることを規定するものです。 なお、2回目の再申請と検定決定を年度内に行うことについては、日程的な問題から困難と考えています。

分類番号	主な意見の概要	文部科学省の考え方
⑤その他	行政手続法第39条は、意見提出期間を「原則として30日以上」と定めているが、今回はその規定に反していたのではないか。	今回のパブリックコメントは、行政手続法に基づき実施しており、令和2年12月10日から令和3年1月8日までの30日間の期間を確保して実施しました。
	今回の【概要】に書かれている内容では具体的な規則等が明確に理解できず、透明性には程遠いものであり、問題ではないか。	今回の改正は、教科用図書検定調査審議会の報告を踏まえて改正するものであり、趣旨等は公表されている当該報告で明示されています。また、今回の概要では、その趣旨を踏まえた規則改正の内容が分かるように記載しております。 なお、概要によるパブリックコメントの実施は、行政手続法に基づき一般的に行われている方法です。
	出版社の中には零細であったり、現場の現・元教員らが中心になって教科書を作っているものもあるので、「出典一覧表」について検定規則等への明記に当たっては、チェック欄を設けるだけにする等、負担軽減に努めてほしい。	申請図書に使用する写真や資料等については、適切に権利処理がなされた上で検定申請がなされることが、現在も前提となっています。今回の改正は、それを念のため確認する趣旨のものであり、発行者の負担を増大させるものではないと考えます。 なお、「出典一覧表」については、教科用図書検定規則実施細則の改正において対応する予定です。